公告 第A138 号
令和8年11月16日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長　黒木　和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6MCE12A01380	6MC01C20020 0001		DSP K 2210F(1)

品名　または　件名
重油１種１号（バルク）
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
790.00	KL				0		

納地または工事場所	引渡場所
島松駐屯地	総－管－補　三浦１曹（５２７８）
搬入場所	納期または工期
島松駐屯地	令和8年12月7日（月）～令和9年2月10日（水）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊北海道補給処　調達会計部　契約課事務室

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年12月1日（火）10時30分　北海道補給処調達会計部入札室

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

7　注意事項
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
ウ　全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
エ　契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
オ　下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
(2)　落札決定方法
ア　単価により決定する。
イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　なお、同額の場合は抽選とする。
(3)　入札の無効
ア　注意事項第１項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札に関する条件に違反した入札
ウ　入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
エ　入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
オ　電話、電報及びＦＡＸによる入札
カ　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4)　契約書作成の要否

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項を付する。

(5)　その他

ア　入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

イ　郵便入札

(ｱ)　郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）

(ｲ)　郵便入札の要領等

a　送付先

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

b　送付期限

令和８年１１月３０日（月）１７時００分（必着）

ウ　送付要領

(ｱ)　入札書は「件名　重油１種１号（バルク）入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(ｲ)　上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

エ　到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(6)　再度入札

ア　郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ　郵便による入札者がいる場合

(ｱ)　再度入札の実施日時

令和８年１２月３日（木）１４時３０分

(ｲ)　郵便入札の要領

a　送付期限

令和８年１２月３日（木）１３時００分（必着）

b　その他の要領

初度の入札と同様とする。

(7)　提出書類

ア　資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（ＦＡＸ可）

イ　代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

(8)　入札に関する問合わせ先

ア　仕様書に関する事項

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課補給班（担当：三浦）

電　話　０１２３－３６－８６１１（内線５２７８）

イ　入札及び契約等に関する事項

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：安達）

電　話　０１２３－３６－８６１１（内線５８８６）

ＦＡＸ　０１２３－３６－８７１９（直通）

(9)　公告掲示場所

ア　掲示板

(ｱ)　島松駐屯地

(ｲ)　恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ　北海道補給処ホームページ

http//www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html

(10)　公告掲示期間

令和８年１１月１６日～令和８年１２月１日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く

ア　　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

防 衛 省 仕 様 書 改 正 票

重　　油

（FUEL OIL, BURNER）

ＤＳＰ
Ｋ 2210F(1)
制定 昭和48. 3. 30
改正 平成25. 3. 26

この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆ（重油）についてのものであり，ＤＳＰ　Ｋ　２２１０Ｆと併用される。

1.4 a) **規格** 中

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１　原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２　原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３　原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４　原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

5.1 **測定結果**

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度（15 ℃）g／cm^3を測定した結果とする。”を

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３又はＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４によって，密度（15 ℃）g／cm^3を測定した結果とする。”に改める。

防 衛 省 仕 様 書

重　　油

（FUEL OIL, BURNER）

ＤＳＰ
Ｋ　２２１０Ｆ
制定　昭和 48. 3. 30
改正　平成 21. 4. 13

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2　種類

種類は，**表１**による。

表1－種類

種　類		物 品 番 号	納入区分	注　　記
特 種	1 号	9140－299－0191－5	バルク	硫黄分を除き，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号のもの。
		9140－422－1089－5	ドラム	
	2 号	9140－299－0192－5	バルク	
1 種	1 号	9140－299－0163－5	バルク	ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号のもの。
		9140－419－9913－5	ドラム	
	2 号	9140－412－4648－5	バルク	硫黄分を除き，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）2号のもの。
		9140－419－9914－5	ドラム	

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　重油　特種1号

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ　Ｋ　２２０５　重油

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

b)　**仕様書**

ＤＳＰ　Ｚ　１００２　鋼製ドラム，200L

c)　**法令等**

工業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2　製品に関する要求

品質は，次による。

a)　特種1号及び特種2号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号による。ただし，硫黄分は，特種1号については0．1%以下，特種2号については0．3%以下とする。

2.

K 2210F

b)　1種1号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）1号による。

c)　1種2号は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５の1種（A重油）2号による。ただし，硫黄分は，1．0％以下とする。

3　品質保証

検査は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０５によるものとし，それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4　出荷条件

4.1　容器

容器は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は，所要の修理及び完全な洗浄を行い，その外面塗装は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する塗料，塗色とする。

4.2　表示

表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。

4.3　納入単位

納入単位は，15℃における容量（L）とする。ただし，バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は，特に指定しない限り，温度換算は行わないものとする。

5　その他の指示

納入の際，以下の成績書等を提出するものとする。

5.1　測定結果

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９により，密度（15℃）g／cm^3を測定した結果とする。

5.2　成績書等

成績書等は，次による。

a)　工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS　K　2205に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b)　前 a）以外のものについては，揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。